

## あきる野市総合福祉センターの指定管理者について（指定理由書）

### ■あきる野市総合福祉センター（以下「センター」という。）について

施設名称 秋川ふれあいセンター

設置根拠 ・あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例  
・あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

設置目的 高齢者、心身障害者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図るため、設置（条例第1条）

### 1 審査対象団体

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

### ■法人の沿革

平成8年4月 旧秋川市と旧五日市町の合併（平成7年9月）に伴い、社協を設立

平成11年6月 高齢者在宅サービスセンター五日市センターを受託

平成12年4月 指定居宅介護支援事業所、指定訪問介護事業所として、社協ケアセンターを開設

平成13年4月 市委託ホームヘルパー派遣事業、手話通訳奉仕員派遣事業、重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業を受託

平成14年4月 基幹型在宅介護支援センターを受託

平成15年4月 身体・知的障害者及び児童居宅介護事業を開始

平成18年4月 あきる野市障害者通所支援施設（希望の家及びひばり分室）を指定管理者として運営開始

平成20年4月 あきる野市地域包括支援センター五日市はつらつセンターを受託

平成20年4月 高齢者在宅サービスセンターの指定管理者として協定締結

（期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日）

地域福祉権利擁護事業を受託

平成21年4月 あきる野市総合福祉センターの指定管理者として協定締結

（期間：平成21年4月～平成26年3月31日）

平成25年3月 こすもす福祉作業所が指定障害福祉サービス事業者として指定される。

平成25年4月 成年後見制度推進事業を受託

平成25年9月 あきる野市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定をあきる野市と締結

平成25年10月 介護支援ポイント制度事業を受託

平成26年4月 あきる野市総合福祉センターの指定管理者として協定締結

（期間：平成26年4月～平成31年3月31日）

平成28年3月 第4期地域福祉活動計画（平成28年度から平成32年度まで）を策定

平成29年4月 生活支援コーディネーター事業を受託

## 2 現指定管理者に引き続き行わせる理由

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、現指定管理者に管理を引き続き行わせる理由については、次のとおりである。

### (1) 「協定書・事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っていること」について

社協は、協定書、事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っており、これまでのモニタリング評価項目（受付等の業務、施設・設備の維持管理、安全性への配慮、透明性・公平性、効果的・効率的な運営、人員配置・人材育成等、個人情報の保護、自主事業の取組及び環境への配慮）についても、全て適正であり総合評価もAである。

### (2) 「施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること」について

社協は、社会福祉法に基づき、あきる野市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人で、秋川市社会福祉協議会として平成6年4月のセンター開館当初から、センター内に事務室を置き、活動している。センターの指定管理者としては、平成21年4月から平成26年3月までの5年間及び平成26年4月から平成31年3月までの5年間、維持管理、運営を行っている。

施設の貸出業務としては、ふれあいホール、第1会議室、第2会議室、第3会議室及び寿の間を市民や団体等に貸し出しており、高齢者、障がい者、ボランティア、福祉関係者や団体、一般市民などに広く利用されている。平成27年度には、休館日を毎週水曜日から第1、第3水曜日に変更し、利用できる日数を増やし、安定した利用状況や利用料金収入を得ている。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開館日数(日)	306	334	334	334	
利用件数(件)	1,269	1,372	1,373	1,409	
施設利用者数(人)	27,892	29,701	30,979	31,067	
利用料(千円)	1,446	1,723	1,682	1,894	

市民の地域福祉活動関係としては、市内のボランティア活動に関する情報提供及び活動のコーディネートを行うと共に、研修などを企画し、ボランティア活動の推進に寄与している。その結果、ボランティアの登録者数が年々増加している。また、ボランティア活動の拠点として2階の団体活動室を利用している。施設運営の面からも、グリーン（園芸）ボランティアやデザインボランティアによる室内外の装飾、昼食時の音楽演奏、福祉喫茶（もろこし畑）への支援、福祉バザーにおける模擬店出店支援など、多くのボランティアと連携し、来場者にとって快適な施設となるよう工夫した運営に取り組んでいる。さらに、災害時には、社協が災害ボランティアセンターとしての機能を果たすため、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの事前登録を行うなど、平時から備えている。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ボランティア 登録者数	1,684	1,767	1,793	1,792	

障がい者福祉関係としては、2階の障害者通所支援施設ひばり分室を指定管理者制度により社協が運営している。また、生活支援・就労支援B型事業所こすもす福祉作業所も1階の一部で社協が運営している。さらに、アトリウムの一隅に設置されている福祉喫茶（もろこし畑）は、社協があきる野市障がい者団体連絡協議会に委託し、障がい者の就労の場として運営されており、多くの市民が利用している。

高齢者福祉関係としては、毎週水曜日と木曜日に、調理実習室で70歳以上の一人暮らし高齢者等を対象とした配食事業「ふれあい食事サービス」の調理が行われている。調理ボランティアがお弁当を作り、配食ボランティアが届けている。

子育て支援としては、子育て世代の利用拡大を図るため、1階ふれあい広場にキッズスペースを設置して未就学児と親子が立ち寄れる環境を作り、また、平成28年度に授乳室を新設し、授乳中の親子でも立ち寄れる環境も整えている。

1階の事務室は、社協の事務所を置き、ボランティア活動推進事業、地域福祉事業、在宅福祉事業、介護保険事業（居宅介護支援、訪問介護）、障害福祉サービス事業、成年後見制度推進事業などを行っている。

施設管理については、ホール利用者の室温調整要望にこまめに対応しているほか、1階ふれあい広場のタイルの汚れ落とし、排水溝の手入れ、街灯周辺の樹木を剪定し明るさを確保するなど、細やかな対応を行っている。また、施設の老朽化により雨漏りや空調機器等の故障が発生しているが、市への迅速な連絡や臨機応変かつ適切な対応により利用者への影響を最小限に留めている。

このように、社協は、センターの指定管理者として施設の維持管理、運営をしながら、センターを地域福祉の活動拠点として各種事業を実施し「市民の参加と支えあいによるまちづくり」「ともに支えあい笑顔のまちあきる野」を目指して活動を行っており、市民からの信頼を得ていることなどから、安定した福祉サービスの提供及び相当程度の事業効果が期待できる。

(3) 「収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であること」について

平成26年度以降、収支はプラスであり、安定した収支となっている。平成27年度には、休館日の変更に伴う開館日の増加により利用料収入が増加している。平成28年度も、安定した収支となっている。

経費節減の取組としては、電気使用量削減のため、グリーンカーテンの設置、屋根ガラスに寒冷紗（かんれいしゃ）を設置するなどを行っている。また、平成29年11月から電力の大部分を東京電力エナジーパートナー株式会社（一般電気事業者）から株式会社パワー・オプティマイザー（特定規模電気事業者）に変更し、電

気料金の低減に取り組んでいる。

(単位：千円)

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	指定管理料	19,854	19,813	20,207	19,807	
	利用料収入(売上)	1,446	1,723	1,682	1,894	
	自主事業収入	0	0	0	0	
	その他の収入	113	107	109	120	
	計	21,413	21,643	21,998	21,822	
支 出	人件費	0	0	0	0	
	維持管理経費	21,017	21,266	21,858	21,807	
	自主事業関係経費	0	0	0	0	
	その他の支出	0	0	0	0	
	計	21,017	21,266	21,858	21,807	
収支 (収入－支出)		396	377	140	15	

(4) 「指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められること」について

社協は、財務諸表から経営状況の安全性・健全性が良好な状況であり、安定した行政サービスの提供が図られると判断できる。

また、社協は、地域福祉の拠点として、市内全域の障がい者、高齢者、子育て世代等、幅広い対象者に対して支援を行うと共に、多くのボランティア活動を推進しており、ボランティア登録者数も増加している。また、ふれあい福祉委員会の活動や福祉バザーなど、町内会・自治会や地域の関係団体との関わりも多く、地域に根ざした継続的な活動を行っている。これらの活動は、災害時に災害ボランティアセンターとして機能するための基盤となり、有力なマンパワーの育成につながっており、さらに「市民の参加と支えあいによるまちづくり」につながっている。このように、市民からの信頼を得て市内全域で地域福祉の向上に寄与する活動を展開している、または期待できる法人は、社協以外には存在しない。

このため、平成21年4月の指定管理者指定当初から、社協は地域福祉の向上に寄与する団体であると特定されるという理由により非公募としている。

上記の(1)から(4)までの内容から、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ1(3)の「公募によらず、指定管理者を指定することができる場合の要件」を満たすと考えられ、社協が引き続き、本施設の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び相当程度の事業効果が見込めると判断できる。

### 3 指定期間

あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ 2（9）アの、「指定の期間は、最短2年、最長5年の範囲内で、公の施設の設置目的や実情等を踏まえて決定する。」に基づき、上記2（1）から（3）までの内容から、今後も引き続き安定した事業を見込めること、また現在のノウハウを活かし、効果的・効率的な運営をするためには期間を長期で設定することが有効であると判断し、指定期間を平成31年4月から平成36（2024）年3月までの5年間とすると共に、引き続き非公募とする。

### 4 指定管理料（概算）

5年間総額 105,181,000円（上限）